

はしがき

本書は、平成6年度にアジア経済研究所の環境問題総合研究事業の一環として実施された「発展途上国の環境法と行政制度(4)——地球環境保護と法」研究会の研究成果を取りまとめたものであり、これまでの発展途上国の環境法研究の成果報告に引き続くものである。これまでに、「発展途上国の環境法——東アジア」（開発と環境シリーズ第3号、1993年）、「発展途上国の環境法——東南・南アジア」（開発と環境シリーズ第6号、1994年），および*Development and the Environment: The Experiences of Japan and Industrializing Asia*（英文、Development and Environment Series No. 1、1995年）を発表してきている。

この研究会では、アジア諸国を中心とした発展途上国の環境法と行政制度を対象とする調査活動を行ない、途上国が抱える問題の所在を明らかにするとともに、研究の成果を先進国および途上国の環境法研究に結びつけることを目的にしてきた。現在、環境問題は、先進国にとってだけの固有の問題群ではない。途上国における環境問題への関心および地球規模の人類共通の課題としての理解が広まっている。したがって、環境問題に関する途上国側の理解、あるいは先進国側からの対応のあり方といった立場に立脚した研究はきわめて重要であると思われる。

今回、このようなテーマについて、研究を行なった背景には次のような理由がある。第1は、発展途上国側からは、環境悪化の状況が年々報告され、被害の発生ばかりが伝えられてくるように思われることである。途上国の環境問題には何らはっきりとした解決の目途が見えてこない。第2は、世界の国々の大半は途上国であり、近い将来、これまでにない規模で地球環境に負荷を与えるのは、明らかに途上国側であると思われる。第3は、すでに環境保全に向けて国際的な取り組みが行なわれてはいるものの、全体的にあるい

は総合的な見地から、途上国の立場をも十分に組み入れた対策が適切に行なわれているとは理解し難いと考えたためである。

実際、科学技術の予知能力には限界があり、地球の環境状況を正確に把握し、かつ正確な将来予測をたてることは困難であるかもしれない。しかし、途上国が現在の先進国の経済レベルに達するまでの間、地球がこのような累積的な環境負荷に耐え続けられるかどうかきわめて疑問である。この意味で、途上国側が地球環境問題の将来的解決のための決定権を留保しているのであり、地球環境問題の解決は途上国側の対応如何であるといっても過言ではない。

途上国の環境問題といってもその根は深く、解決の糸口は簡単には発見できない。「開発と環境」の議論に象徴されるように、途上国の環境問題の背後には、貧困問題、人口問題、経済成長、エネルギー確保、先進国との関係など、途上国の政治、経済社会のあり方に深く根ざした課題が多数ある。特に近年目ざましい経済成長を遂げてきたアジア地域には、経済発展の華々しい光の部分とは裏腹に、重金属汚染あるいは放射性廃棄物などによる生命身体への被害、環境変化による自然災害など陰の部分がある。

これまで、途上国の環境問題という場合に、先進国から対途上国への公害輸出あるいは先進国による資源の収奪に伴う環境問題、貧困による環境問題が象徴的に取り上げられる傾向が強かった。確かに先進国の国際的経済活動等を通して、途上国に環境問題が持ち込まれたことや、あるいは過度の資源開発によってもたらされた環境破壊も無数にあった。しかし現在、アジア諸国が環境問題の新しい局面にさしかかっている点に注意する必要がある。自国内の活発な経済活動から起こる環境問題、あるいは周辺のNIEsなどから持ち込まれる公害輸出の問題が複合的に発生している。この意味で、途上国の環境問題の状況は、複雑化、重層化しつつあるといえよう。

しかしながら、現在の国際秩序をみた場合、地球レベルの環境問題への対応が十分だとはいひ難い。1997年には環境に関連する国連特別総会が予定されているが、ブルントラント委員会が作成した「地球をわれわれの未来に」

や1992年の国連環境開発会議の主要成果の一つであるアジェンダ21にも指摘されているように、環境問題に関する国際的な取り組みに関しては、改善すべき課題がまだ多く残されている。環境に関わる国際機関の権限強化、国際環境条約の批准国の拡大、途上国への支援方法、途上国の対応能力の向上などがあり、山積する環境の課題に十分対応できる状態ではないと考えられる。

現在の国際社会において、地球環境問題への取り組みが円滑に進まない背景には、もちろん先進国と途上国との利害対立といった構図もあるが、むしろ国際社会の秩序システムが先進国主導で形成されており、少数の先進国間の利害の対立と調整の場になっていることがあると考えられる。地球環境管理と問題解決のための新たな発想と仕組みを考出する必要があるにも関わらず、国際社会には各國主権の強い壁がそびえており、環境問題が容易に地球化するほどには、問題解決のための国際協力は進んでいないといえる。

「開発と環境」の課題は、途上国にとってだけの議論ではない。先進国にとってもこれらを両立して行なうのは困難である。先進国は現在の資源消費過多の社会からそのスタイルを変更しなければならない。しかし、先進国がより快適な社会を求めようとすれば、エネルギーなどの資源消費の拡大と環境破壊を一層招くことになりかねない。この意味で、「持続可能な開発」の概念は、先進国にとってのかけ声であってはならないし、ましてや途上国の環境破壊を開発の名の下に正当化する口実であってはならない。

そこで、私たちは、今年度、途上国に着目した場合の国際的な環境法秩序とはどうあるべきなのかについて、考察してみたいと考えた。すでに、既存の伝統的な国際法の秩序あるいは過去の歴史の積み上げの中には、環境問題解決のための示唆が多く見い出される。例えば海洋法秩序などの分野である。しかし、多くの場合その基本的立場は、「利用本意」に立っている。言い換えれば、世界の天然資源を主に利用してきたのは先進国であるから、先進国の資源利用にとって有利な立場からの法整備が行なわれてきているのが当然である。しかし、現在必要なのは、先進国または途上国の特定の側の利害を問

わず、共通的な利益概念である「環境本意」の立場から、新たな秩序を形成することである。既に、温暖化防止、生物多様性の保護、危機に瀕した生物種の保護などの新しい分野では、このような環境本意の立場に立った法群が増えつつある。

以上のような考え方から、途上国の環境問題を「地球規模」の環境問題の視点の中で改めて位置づけてみることが必要だと考えた。そこで、これまで数年間、主に国別に環境法と環境行政の調査を行ってきた研究を基礎に、ここでは二つの方向から途上国の環境問題と法に関わる課題を映し出してみるとした。一つは、国際環境法から途上国的位置づけを明らかにすることであり、もう一つは、アジア地域の足元から国際環境法秩序全体を見上げてみることであった。この結果、地球環境全体の問題とアジア地域に密着した個別的、具体的な環境問題あるいは取り組みをリンクさせることであった。

本書では「地球環境とアジア環境法」の下で、上に述べた二つの方向のどちらかに立って各自の研究テーマを展開した。国際社会全体にとってのポストUNCEDとアジェンダ21の課題を扱った野村論文（第1章）、国際金融機関としての世界銀行とアジア開発銀行の環境協力のあり方を取り上げた柳論文（第2章）、国際環境法のこれまでの展開と課題を条約を通して検討した磯崎論文（第3章）、国際環境条約における途上国側の利益考慮とその措置を検討した岩間論文（第4章）、有害廃棄物の越境移動を規制する国際法の展開と途上国の立場を取り上げた井上論文（第5章）、債務自然スワップを検討した磯崎論文（第6章）までが、第1部に含まれる。第2部は、途上国の環境保全のための新たな法的枠組みとして地球環境権の確立を検討した小賀野論文（第7章）、アジア諸国での環境影響評価制度に関する地域協力の課題と可能性を論じた作本論文（第8章）、アジア地域の代表的な国際河川であるメコン河の地域利用に関する制度的枠組みを論じた今泉論文（第9章）、熱帯林の減少と森林管理についてマレーシアを取り上げ、コンセッションなどを含む森林の保護政策を論じた鈴木論文（第10章）、アジア地域の湿地保全への法的取り組みを論じた柳論文（第11章）から構成されている。

第1部は、国際環境法の理論的な課題である。第2部は、アジア地域あるいは途上国側の地域に着目した環境法の課題である。両編ともに、目的は、すでに述べたとおり、途上国あるいは途上地域の法的現象に着目することであった。前編の理論面が、後編の個別的かつ具体的な課題とうまく橋渡しできたかどうかは、読者の判断に任せるしかないであろうが、逆にギャップが深ければ深いほど、現実社会での環境問題に対する認識ギャップが、国際社会とアジア地域との間で深く存在することを意味するものであると考える。

最後に、参加していただいた各委員が、海外および国内での調査を実施するにあたり、資料の収集あるいは意見聴取などで多くの方々からご協力を受けています。国際機関、各国政府機関、日系の各種機関、環境NGOなどの団体、ご講演をいただいた方々に対し、この場を借りて、深謝を表したい。また、本研究会では、海外共同研究者の協力を得て、アジア諸国での環境法調査を行なってきています。1994年度には、タイのSunee Mallikamarl氏（チュラロンコン大学環境法センター所長）、フィリピンのAmado S. Tolentino氏（弁護士、元フィリピン環境管理庁長官）から、それぞれ「タイにおける環境法の適用とその課題」、「フィリピンにおける環境法の適用とその課題」の報告書を提出していただいた（各々英文、アジア経済研究所から、1995年3月刊行）。また、95年度には、シンガポール大学法学部副学部長Lye Lin Heng氏の協力を得て、「シンガポールにおける環境法の適用とその課題」と題する報告書を作成することができた（1996年3月末にアジア経済研究所から刊行予定、英文）。この場を借りて、本書の刊行、ならびに研究会へのご協力に謝意を表したい。

本研究会の構成は、次のとおりである。東京都立大学の野村先生からの暖かいご支援をはじめ、本研究会にご協力をいただいた委員の方々に対し、その氏名を記して、改めてご協力に対する感謝を表したい。

主査：作本直行（アジア経済研究所経済協力調査室）

委員：野村好弘（東京都立大学法学部教授）

柳憲一郎（明海大学不動産学部助教授）

磯崎博司（岩手大学人文社会学部助教授）

岩間 優（西南学院大学法学部教授）

井上秀典（明星大学経済学部教授）

小賀野晶一（秋田大学教育学部助教授）

今泉慎也（アジア経済研究所経済協力調査室）

幹事：鈴木忠徳（国際協力事業団林業水産開発協力部林業技術協力投融資課長）

オブザーバー：藤崎成昭（アジア経済研究所総合研究部主任調査研究員）

望月克哉（アジア経済研究所総合研究部）

小島道一（同）

大塚健司（同）

船津鶴代（同）

1996年3月

編 者